## 出校可否についてのフローチャート

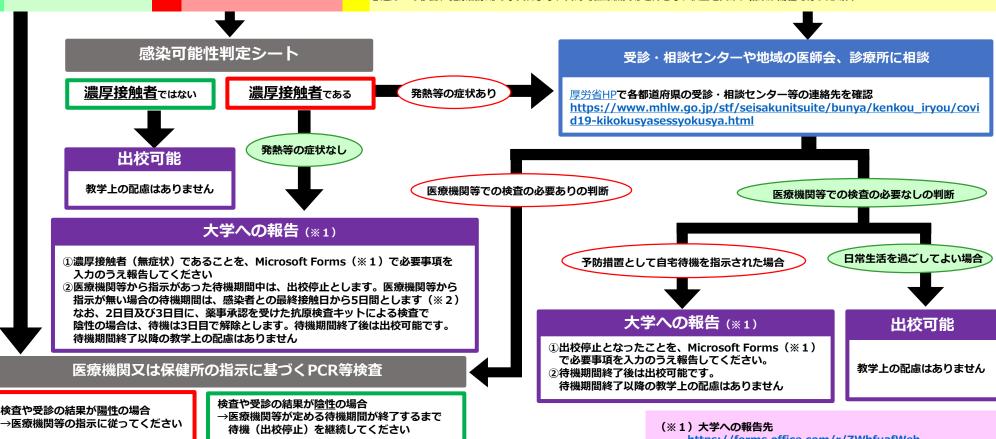


## 新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める「第一種感染症」であるため、出校停止となります。

医療機関等の指示に基づき ▲ PCR等検査を受けることに なった方

新型コロナウイルス感染者との 接触があったことが判明した方

- 【以下のいずれかの該当者】
- ①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ②重症化しやすい方又は妊婦の方で、発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合
- ③上記以外の方で発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合、強い症状と思う場合又は解熱剤等を飲み続けなければならない場合
- ④遠方への移動、健康観察等の事由により、自身で医療機関等を介さない検査を受け、結果が陽性であった場合



①陽性判定を受けたことを、Microsoft Forms(※1)で 必要事項を入力のうえ報告してください

大学への報告(※1)

②療養期間終了後は出校可能です。 療養期間終了以降の教学上の配慮はありません(※3)

## 大学への報告(※1)

- ①出校停止となったことを、Microsoft Forms(※1)で 必要事項を入力のうえ報告してください。
- ②待機期間終了後は出校可能です。 待機期間終了以降の教学上の配慮はありません

https://forms.office.com/r/ZWhfuafWeh

- (※2) 同居者が感染者で自宅療養の場合は、 患者の発症日(無症状であれば検体採取日) 又は患者の発症等により住居内で感染対策を 講じた日のいずれか遅い方を0日目として 5日間の待機となります
- (※3)療養期間終了後も体調が優れない場合は、

速やかに医療機関に受診の相談をしてください



2022年10月21日改訂版